

委員会提出議案第1号

西東京市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに西東京市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和元年8月30日

提出者 議会運営委員長 保谷 なおみ

西東京市議会委員会条例の一部を改正する条例

西東京市議会委員会条例（平成13年西東京市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「9人」を「8人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

議会運営委員会の定数を改める必要がある。